

建築確認申請のルールが変わります!

2025年4月以降に工事に着手するものが対象です



改正する3つのルール

建築指導課 ☎23・5430

① 全ての新築建築物で 省エネ基準適合を義務化

・省エネ基準適合判定手続きが**必要**になります
(仕様基準で評価する場合は省エネ基準適合判定手続きは**不要**)

② 木造戸建住宅など*の 建築確認手続きの見直し

*階数2以上または延べ面積200㎡超

・「**建築確認申請**」が必要な**対象範囲の拡大**
※真田・武石地域(都市計画区域外)でも確認申請が必要な場合があります。
※上記の場合、集団規定は現行のままのため、接道要件はありません。
・「**審査省略**」の**対象範囲を限定**
・**構造・省エネ関連の図書などの提出が必要**になります
※設計・審査時間がこれまでより長期になる見込みです。

改正前

建築基準法第6条第1項
第4号に該当する建築物

4号建築物

木造2階建て 木造平屋建て など

・上田・丸子地域に建築する際には
建築確認・検査が必要
・審査省略制度の対象

新2号建築物

改正法第6条第1項
第2号に該当する建築物

木造2階建て 木造平屋建て
延べ面積200㎡超

・**上田市内全域で建築確認・検査
(大規模な修繕・模様替を含む)が
必要**
・**審査省略制度の対象外**

新3号建築物

改正法第6条第1項
第3号に該当する建築物

木造平屋建て
延べ面積200㎡以下

・**上田・丸子地域に建築する際には
建築確認・検査が必要**
・**審査省略制度の対象**

③ 木造戸建住宅の壁量計算などの見直し

・**重い屋根・軽い屋根の区分を廃止**
→ **算定式**などにに基づき、**壁量・柱の小径を算定**

詳しくはホームページをご覧ください。



上田市 地域おこし協力隊

を紹介します

地域おこし協力隊とは

地方の自治体が都市地域から人材を受け入れ、新しい視点や柔軟な発想で「地域協力活動」や「農林水産業」に従事してもらい、その地域に定住・定着していただくことを目的とした制度です。市では、平成27年8月から導入しており、現在11名の隊員が農業・観光・地域コミュニティ活動など、さまざまな分野で活動中です。



岡本 梓 隊員

(丸子産業観光課所属)
出身 埼玉県川越市 着任 令和4年9月1日

活動ミッション
丸子地域の活性化に結び付く
事業の企画運営、誘客促進の
ための観光PR など



柿元 亮 隊員

(丸子産業観光課所属)
出身 東京都国立市 着任 令和4年9月1日

活動ミッション
就農に向けた農業技術の習得、若手
農業者グループ「HEARTBEAT
まるこ」の活動支援 など



Q1 活動内容・目標

丸子温泉郷の誘客促進のため、主に鹿教湯温泉観光協会と協働した情報発信やイベントなどの企画運営をしています。1年を通じて多くのお客さまにお越しいただけるようにすることが目標です。

Q2 上田市民へ一言

上田は、「野菜も果物も米も美味しい! 絶品そばがおなかいっぱい食べられるのも魅力!」ですが、一番の推しポイントは「人」です! みなさん働き者で、優しく、懐が深い。こんなにも日々を居心地よく暮らせているのは、温かく受け入れてくれた市民のみなさんのおかげです。この場をお借りして、感謝申し上げます。

Q1 活動内容・目標

ぶどう栽培の研修を受けながら、約2,200坪の遊休荒廃地を整備しぶどう畑を作っています。信州国際音楽村近くの標高620mに圃場があり、絶景を楽しみながらぶどう狩りができる農園を目指しています。また「HEARTBEATまるこ」で、イベントへの参加や食育活動の手伝いをしています。

Q2 上田市民へ一言

自然豊かで福祉施設も充実し環境が整っているため、のびのびと子育てができています。農業は一人ではできないことを痛感し、地域の方々の支えがありなんとかやっています。この場をお借りして感謝申し上げます。美味しい果物をお届けできるよう、研さんに励んでいきます。

移住交流推進課 ☎71・6734

| 相談名 | 実施日 | 時間 | 場所 | 申込 | 連絡先 |
|------------------------|-------------------------|----------------------------|------------------|---------------------|--|
| 消費生活相談/市民相談 | 毎週月~金曜日 | 9:00~12:00 13:00~16:00 | 市役所(本庁舎) | 不要 | 上田市消費生活センター ☎75・2535 |
| 法律相談(1人年1回、20分) | 8日(金)・22日(金) | 13:00~16:00 | | 事前に電話で | 市民課 ☎71・8051 |
| 行政相談 | 12日(火) | | | 不要 | |
| 土地境界・不動産鑑定・建築相談/登記法律相談 | 14日(木) | | | 事前に電話で | マンション管理士会 ☎050・7120・6411 |
| マンション管理士によるなんでも相談 | 27日(水) | 9:00~12:00 | 丸子地域自治センター | 事前に電話で | 丸子生活環境担当 ☎42・1216 |
| 行政相談/登記・法律相談 | 20日(水) | 8:30~17:15 | — | 不要 | みんなの人権110番 ☎0570・003・110 |
| 人権擁護委員による人権悩みごと相談 | 毎週月~金曜日 | 9:00~16:00 | 長野地方務局上田支局 | 不要 | 長野地方務局上田支局 ☎23・2001 |
| | 7日(木) | 13:00~16:00 | | | |
| 女性弁護士による法律相談 | 14日(木)・28日(木) | 10:00~12:00 | 市民プラザ・ゆう | 事前に電話で | 市民プラザ・ゆう ☎27・2988 (人権共生課) |
| 女性相談員によるなんでも相談 | 毎週火曜日 毎週木曜日 9日(土) | 11:00~18:00 10:00~17:00 | | | 市民プラザ・ゆう ☎27・3123 (人権共生課) |
| 認知機能検査 | 毎週水曜日 | 9:30~12:00 | 市役所(本庁舎) | 事前に電話で | 高齢者介護課 ☎23・5140 |
| 若年性認知症・認知症相談 | 毎週月~金曜日 | 8:30~17:15 | ひとまちげんき・健康プラザうえだ | 不要 | 健康推進課 ☎23・8244 |
| ひきこもり相談・こころの相談 | 相談のうえ決定 | | — | — | 少年育成センター ☎22・8080 (生涯学習・文化財課) |
| 青少年電話相談 | 毎週月~金曜日 | 9:00~16:00 | — | 不要 | 子育て・子育て支援課 ☎23・2000 |
| ひとり親相談・家庭児童相談 | 毎週月~金曜日 | 9:00~16:00 | ひとまちげんき・健康プラザうえだ | 事前に電話で | 教育相談所 ☎27・0241 |
| 児童生徒の教育相談 | 9:00~16:00 | 発達相談センター ☎24・7801 | | | |
| 発達相談 | 8:30~17:15 | 10:00~17:00 | 若者サポートステーション・シナノ | 事前に電話で | 若者サポートステーション・シナノ ☎75・2383 (地域雇用推進課) |
| わが子の就職等相談会 | 毎週月曜日 | 9:00~17:00 | 勤労者福祉センター | 事前に電話で | 地域雇用推進課 ☎26・6023 |
| 若者のための仕事何でも相談 | 毎週月・木曜日 | 9:00~17:00 | ふれあい福祉センター | 不要 | まいさぼ上田 (生活就労支援センター) ☎71・5552 (福祉課) |
| 求職・労働相談(就労サポートセンター) | 毎週木・金曜日 | 9:00~17:00 | 市役所(本庁舎)1階 | 不要 | 人権共生課 ☎75・2245 |
| 生活・就労相談 | 毎週月~金曜日 | 9:00~17:00 | 上田合同庁舎 | 1週間前までにホームページまたは電話で | 長野県よろず支援拠点 ☎026・227・5875 (商工課) |
| 外国人住民のための総合相談 | 5日(火)・19日(火) | 9:00~17:00 | 市役所(本庁舎) | 不要 | |
| 中小企業・小規模事業者の経営相談 | 13日(水) | 10:00~16:00 | | | |

※相談内容によっては、時間や申込などに条件がある場合がありますので、連絡先にお問い合わせください。



消費生活センターだより 「不用品は何でも買い取ります」と勧誘する訪問購入にご注意を!

「不用品買い取りの電話があり、自宅への訪問を承諾したところ、居座られ、売るつもりがなかった貴金属まで安く買い取られてしまった」といった相談が全国の消費生活センターに多数寄せられています。購入業者は指輪などの貴金属の買い取りを主な目的としています。契約当事者の8割近くを60歳以上の高齢者が占めており、日中、在宅の機会が多い高齢者がターゲットになりやすい傾向にあります。

■ 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しない。また、事前連絡なく、突然訪問してきた業者は絶対に家に入れない。

事前承諾なしの飛び込み勧誘は法律で禁止されています。「海外支援のため」などと親切心につけ込んだり、あの手この手で来訪の承諾を得ようとする。

■ 事前に、業者名や買い取り物品の対象をしっかりと確認しましょう。

業者は勧誘前に、氏名(名称)や買い取り対象となる物品の種類などを消費者に伝えなければいけません。訪問後、「貴金属はないか」などと事前に承諾していない別の物品を要求することは禁止されています。

■ 訪問購入は、クーリング・オフができます。

契約してしまっても、契約書面を受け取った日を初日として8日間はクーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間内は、購入業者に対して物品の引き渡しを拒むことができます。

■ 購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。

交付書面に、物品の種類や特徴、数量、購入価格、購入業者の名称・住所(連絡先)などが記載されているか確認しましょう。特に、業者名と住所はクーリング・オフを通知する際に必要となります。



不安に思ったり、トラブルになった場合には、一人で悩まず、上田市消費生活センター(☎75・2535)や消費者ホットライン(☎188)にご相談ください。